

第1回 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 次第

日時：令和元年10月3日(木)

午後1時30分～

会場：笠間市役所2階 教育棟2-1

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 報告事項
 - (1) 第7期計画の進捗状況について
 - (2) 計画の方向性について
 - (3) 計画策定のための諸調査について
 - (4) 介護サービス見込み量等の将来推計について
 - (5) 計画策定のスケジュールについて
4. その他
 次回日程について
5. 閉 会

第 7 期計画進捗状況

【基本目標】

基本目標 1 社会参加・生きがいの推進

高齢者自身が地域社会のなかで、自らの経験と知識を活かして積極的に役割を果たしていくような社会づくりが必要です。

そのためには、高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（運動・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

基本目標 2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、健康で自立した生活の継続を推進します。

また、高齢者の状態像に応じた、介護予防や要介護度の重度化防止のための事業を、介護予防・日常生活支援総合事業等で実施し、自立支援の推進を行います。

基本目標 3 地域包括ケアシステムの構築

様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実に取り組みます。

また、自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、高齢者等支援が必要な方を地域全体で支えるための医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適正な組み合わせによるネットワークの構築を進めます。

さらに、地域社会が変化する中、高齢者だけではなく、障害者や難病の方、子ども、ひとり親等すべての要配慮者に対するファミリーケアを行うための「茨城型地域包括ケアシステム」を組み込んだ多職種間連携による体制づくりを進めます。

基本目標 4 質の高い介護サービスの基盤整備

介護が必要になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳を持って生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

また、保険者である市は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層サービスの質や利便性の向上に努めるとともに、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。

さらに、介護者支援として家族の負担軽減及び相談支援体制の充実にも取り組みます。

施策体系

基本目標	施策項目	実施事業等
1 社会参加・生きがいづくりの推進	1 就労	1 シルバー人材センター助成事業 2 「学び」と「就労」が連動する仕組み構築事業
	2 趣味・学習活動	1 高齢者クラブ活動助成事業 2 地域交流センターの活用 3 いこいの家はなさかの活用 4 公民館事業(各種講座、公民館まつり) 5 スポーツ教室
	3 社会活動	1 敬老事業 2 ボランティア活動 3 高齢者の集いの場づくり
2 健康づくりと介護予防の推進	介護予防・日常生活支援総合事業	
	1 健康づくり事業	1 健康教育・相談 2 健康診査・各種検診 3 訪問指導 4 予防接種
	2 介護予防・生活支援サービス事業	1 訪問介護相当サービス 2 ふれあいサポート事業 3 通所介護相当サービス 4 いきいき通所事業 5 ふれあいサロン事業 6 元気すこやか教室事業 7 介護予防ケアマネジメント事業 8 (新)その他生活支援事業
	3 一般介護予防事業	1 介護予防把握事業 2 介護予防普及啓発事業 3 地域介護予防活動支援事業 4 一般介護予防事業評価事業 5 地域リハビリテーション活動支援事業
3 地域包括ケアシステムの構築	1 多様な福祉サービス	1 在宅福祉サービス事業 2 生活管理指導短期宿泊事業 3 入所措置事業 4 いばらき高齢者優待制度 5 デマンドタクシーかさま運行事業 6 不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋によるごみ出し支援事業
	2 安心・安全対策	1 防犯パトロール 2 災害時要配慮者支援連携協定 3 消費生活センター 【任意事業】 4 高齢者見守り事業 ・高齢者見守りあんしんシステム事業 ・地域包括ケアシステムネットワーク(見守り協定) ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業
	3 地域包括ケア体制	1 在宅医療推進事業 2 在宅訪問歯科保健事業 3 地域ケアシステム推進事業 【包括的支援事業】 4 地域包括支援センターの運営・機能強化 ・地域包括支援センターの運営 ・介護予防プラン作成事業 ・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・ケアマネジメントリーダー活動等支援 ・地域ケア会議の推進 5 在宅医療・介護連携の推進 6 認知症施策の推進 ・認知症普及啓発事務 ・認知症初期集中支援チームによる支援 ・認知症地域支援推進員・相談員の配置 7 生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーターの配置 ・地域コミュニティの構築 【任意事業】 8 成年後見制度利用支援事業 9 認知症サポーター等養成事業
	4 ICTの活用	1 介護健診ネットワークシステム事業 2 ICTを活用した認知症徘徊高齢者見守り事業

4 質の高い介護サービスの基盤整備	1 サービス体制	1 介護認定調査
		2 認定審査会
		3 相談窓口・苦情処理体制の充実
		4 居宅サービスの提供
		5 地域密着型サービスの提供
		6 施設サービスの提供
		7 居宅介護サービス事業所の指定
	2 質的向上	1 介護支援専門員の研修
		2 認定審査委員・調査員の研修
		3 居宅系サービス事業所の指導
		【任意事業】
		4 介護給付費等費用適正化推進事業
		・要介護認定の適正化
		・費用の通知
	・ケアプラン点検	
	3 介護者への支援	・住宅改修等の点検
		・縦覧点検・医療情報との突合
		【任意事業】
	4 情報提供の充実	1 家族介護支援事業
		・介護用品購入助成券の交付
	1 サービス事業者連絡会議	
	2 広報・周知の充実	

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
1	社会参加・生きがいづくりの推進	高齢者クラブ活動助成事業★	(2018年度) クラブ数 102 会員数 4,710人 (2019年度) クラブ数 103 会員数 4,725人 (2020年度) クラブ数 104 会員数 4,740人	スポーツ、文化、社会奉仕活動等を行うことにより、健康・生きがいづくりを推進する高齢者クラブに対し補助金を交付した。また、高齢者クラブ連合会の運営を支援した。 (2018年度) クラブ数 101 会員数 4,434人	前期高齢者層の加入が少ないことから、会員の高齢化が進み、会員数も減少傾向にあるため、会員の増強と後継者の育成が課題となっている。
		シルバー人材センター助成事業★	(2018年度) 会員数 350人 (2019年度) 会員数 350人 (2020年度) 会員数 350人	シルバー人材センターが行う高齢者労働能力活用事業を通じて、健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進による地域社会の活性化を図るため、補助金を交付した。 (2018年度) 会員数 322人	高齢化の進展と人手不足の現状下において、これまでの「生きがい就労提供の場」に加え、「地域の担い手、働き手」としての期待も高まっており、横ばいで推移している会員数の増加が課題となっている。また、高齢者を取り巻く社会・経済状況の変化や就業ニーズの多様化など、高齢者の現状を的確に捉えた就業機会の拡大も必要となってきている。
2	健康づくりと介護予防の推進	ふれあいサロン事業★	(2018年度) サロン数 10箇所 参加延人数 100人 (2019年度) サロン数 12箇所 参加延人数 120人 (2020年度) サロン数 15箇所 参加延人数 150人	総合事業における緩和した基準の通所型サービス事業。住民主体による事業で、日中の居場所づくり、趣味活動や運動などによる交流を行う。 (2018年度) サロン数 6箇所 参加延人数 1,592人	・総合事業の観点から、委託契約を結ぶために事業対象者要支援1,2の認定を持っている方が10名以上必要。認定者が不足し委託契約を結べない場合は、社協で行っている助成金を案内している。 サロンは住民主体のため、立ち上げや運営に携わる担い手(「代表者」と「協力者」として、ボランティアの存在は必須であるが、中心となって地域をまとめる人材が減少しており、地域により差がある。
		介護予防普及啓発事業(講演会・運動教室)	介護予防について、市民への啓発及び普及を行う	・認知症講演会 認知症と介護の未来を学ぶ映画 『ケアニン～あなたでよかった～』特別上映会 460人参加 介護予防運動教室の実施 ・スクエアステップ教室 4回コース15人、11回コース17人 ・男性向け介護予防教室 11回コース22人 ・認知症予防教室 11回コース21人	・認知症講演会は毎年定期的に行っているが、市民の関心が高く予想以上の参加者数となった。今後は知識の普及のほか、予防や認知機能維持のための具体的方策についても普及していくことが必要。 ・運動教室については、各教室を実施するにあたり、募集の段階から教室別に目的と内容を周知する必要がある。
		地域介護予防活動支援事業(地域リーダー育成事業)★	(2018年度) 教室数 105ヶ所 参加人数 48,000人 (2019年度) 教室数 108ヶ所 参加人数 49,000人 (2020年度) 教室数 118ヶ所 参加人数 50,000人	住民に身近な地域での自主運動教室(シルバーリハビリ体操・スクエアステップ教室)を開催するとともにそのリーダーの育成を行う。 (2018年度) 教室数 106ヶ所 参加者数 47,185人 ・シルバーリハビリ1級指導士養成 4人 3級養成講習会1回開催 8人認定 ・スクエアステップリーダー養成 37人	・数か所ではあるが教室開設数も増え、参加延人数も増えている。H30年度はシルバーリハビリ体操では1級指導士が誕生し、市開催で3級指導士の養成も開始することが出来た。スクエアステップでは男性リーダーも増え、1か所男性の教室も開設することが出来た。 ・参加希望はあるが交通手段などで参加できない方への対応が課題である。また、参加を希望していない方に対して、他のアプローチ方法を検討する必要がある。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
3	地域包括ケアシステムの構築	在宅福祉サービス事業	支援を必要とする高齢者にサービスが行き届くよう、事業の周知や人材の確保・育成に取り組む。また、関連事業である、ふれあいサポート事業(総合事業)の実施事業者を拡大することで、両事業の受託者である社会福祉協議会の依存度を軽減し、需給のバランスを図る。	社会福祉協議会への委託により、支援を必要とする高齢者を対象に、家事支援と移送サービスを提供した。	・移送サービスについては貴重な地域資源の一つとして活用されているが、生活支援サービスとともに、事業の担い手である協力会員の減少と高齢化がみられる。特に移送サービスにおいては高齢ドライバーによるサービス提供に大きなリスクが伴うため、従事可能な会員の確保が課題となっている。
		高齢者見守り事業★ ①高齢者見守りあんしんシステム事業 ②地域包括ケアシステムネットワーク(見守り協定) ③徘徊高齢者等SOSネットワーク	在宅ケアチームの構築 (2018年度) 構築数 520件 (2019年度) 構築数 540件 (2020年度) 構築数 560件	在宅ケアチームによる見守り体制を構築し、緊急時に必要な情報(緊急連絡先、かかりつけ医療機関・常用薬等)を記載した救急医療キットを配備した。 (2018年度) 構築数 621件 ①通常の事業運営 ②事業開始から6年目となったため、協定を締結している事業所を個別に訪問し、事業内容の再確認等を行いフォローアップを図った。 ③県と共催で広域徘徊模擬訓練を実施し、SOSネットワークの運用体制の確認を行った。笠間警察署生活安全課も職員にも参加いただいた。	①新規利用者もいたが、利用者の死亡や施設入所で全体でみた利用者が昨年度同時期と比べて減となっている。システムを必要とする高齢者が利用できるように、制度の周知を継続していく。 ②個別訪問を行う中で、すでに廃業した事業所や連絡先、経営者の変更などがあつた事業所が見られたが把握できていなかった。今後は定期的に連絡先等の確認を行うとともに、協力事業所を集めての意見交換会を開催していく。 ③行方不明者が発生した際、警察署からの依頼で防災無線の放送等を行うが、警察署内の人事異動などで対応内容の引き継ぎがうまくなされず、防災無線の放送まで数時間経過してしまうということがあつた。毎年度当初、警察署を訪問するなどしてSOSネットワーク利用時の連絡体制等についての周知を図る。
		地域包括支援センターの運営・機能強化 ・地域包括支援センターの運営 ・介護予防プラン作成事業 ・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・ケアマネジメントリーダー活動等支援事業 ・地域ケア会議推進事業★	地域包括ケア会議の開催(年12回) (2018年度) 参加人数 1,050人 (2019年度) 参加人数 1,100人 (2020年度) 参加人数 1,100人	・在宅医療・介護連携の推進、認知症支援の推進、地域ケア会議の推進、総合事業の実施を図るための適正な人員の確保 ・切れ目のないサービスを行うための支援体制の推進及び地域のネットワークの充実を図る ・「茨城型包括ケアシステム」を組み込んだ多職種連携による体制づくりの強化。 多職種連携のための会議を毎月1回定期的に実施。 (2018年度) 参加人数 755人	・各関係機関や専門職との顔が見える関係づくりが深められ、情報共有や連携・協力体制の強化を進めることができた。今後は、更なる高齢者を取り巻く複雑な相談に対応できるよう、専門職(3職種)の人員確保及び資質の向上を図るとともに、ケアマネ会に対しても協力、支援を行い、市全体の体制強化を推進することが課題。また、成年後見制度利用促進に向け、計画策定や中核機関の設置についても課題である。
		認知症施策の推進	認知症カフェ 認知症に関する相談件数 認知症初期集中支援チームでの介入	認知症地域支援推進員、認知症地域相談員を配置するとともに、認知症相談会の開催、認知症初期集中支援チームにより認知症の早期発見・早期対応を行った。 (2018年度) 認知症カフェ:3ヶ所 24回、延 専門職による認知症相談会を3回実施 6件の相談 認知症初期集中支援チームによるケース検討 延21件 介入したケース 4件	・認知症カフェの開催場所が介護施設のためか参加者が少ない。市民へのさらなる周知が必要。また認知症初期集中支援チームは市立病院との毎週月曜日にケース検討や情報交換を行うことで、速やかな介入ができたと思う。 ・認知症カフェについては、高齢者クラブや地域のサロンにチラシを配布するなどし、周知を図る。認知症初期集中支援チームについては、包括への相談ケースだけではなく、ケアマネージャーが困難と思っているケースについても対応していく。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
3	地域包括ケアシステムの構築	認知症サポーター養成事業	(2018年度) サポーター数 3,600人 (2019年度) サポーター数 4,200人 (2020年度) サポーター数 4,800人	認知症サポーターを養成講座を実施し、認知症への理解を深めるとともに、地域全体で認知症の方とその家族を支援していくことの意識付けを図るよう努めた。 (2018年度) 認知症サポーター養成講座 16回 認知症サポーター延べ人数 3,867人	・認知症サポーター養成数に関しては、目標の人数を超えているので達成している。 ・認知症サポーターになっても、もっと認知症についての勉強をしたいと思う方、1回の講座ではまだサポーターとなる事に不安があるという方も多い。今後も認知症に関する情報やボランティア活動についての情報がほしい方については、希望を取り、名簿を作成し、今後も情報を発信していく。 ・ステップアップ講座については、ボランティア活動の場(例えば認知症カフェ)の受け入れ態勢を充実させてから事業を進めていく。
		介護健診ネットワークシステム事業	・システムに参加する居宅介護支援事業所数 ・システム利用者数 ・支援を必要としシステムでの情報共有に同意した人数	市が保有する要介護認定情報などを同意を得たうえで各事業所へ公開し、業務の効率化を支援する。また、掲示板機能を使い在宅介護を支える職種間において効率良く情報交換でき、地域包括ケアシステムを支えるシステムでもある。そのほか、独居高齢者等の見守り支援のための情報も公開し、消防署の救急隊が救急搬送する際や関係者の支援等に役立っている。 (2018年度) 参加事業所数 79事業所 利用人数(ID所有者) 314人 情報登録人数 8,962人	・市内の全居宅介護支援事業所が介護健診ネットワークシステムに参加できた。また、国内外からの行政視察や、新聞に活用方法が掲載されたことで、ICTを活用した先進的な取り組みとして発信できた。システムを使った医療・介護の情報連携の在り方検討について、市立病院と検討を進められたのも良かった。 ・機器の老朽化に伴うシステムの更新を行う。
		ICTを活用した認知症徘徊高齢者見守り事業(実証実験)	実証実験期間中にみまもりタグの有効性を検証し、期間終了後に市の事業として採用するか意思決定を行う。	アルソックから「みまもりタグ」及び専用の靴200セット、「みまもりタグ感知器」250セットを無償提供を受ける。民生委員に、担当地区の高齢者等に事業を周知していただくことで、「みまもりタグ」利用者の増加を図る。また、「みまもりタグ感知器」を公共施設等に設置し、「みまもりタグ」の電波を感知器で拾える範囲を拡大する。併せて継続的に「みまもりタグアプリ」の周知を図りインストール数を増加させる。 ・タグ利用家族に対して、利用状況や有効性のアンケートを実施 ・「広域徘徊模擬訓練」においてタグの有効性を検証 (2018年度) 「みまもりタグ」利用者数 「みまもりタグアプリ」インストール者数 利用者行方不明時の位置情報履歴の有効性	・「みまもりタグ事業」は、アルソックが国土交通省からモデル事業として採択され、本市において平成29.30年度の2年間実証実験として実施した。 ・「みまもりタグ」は、感知器や専用アプリを入れたスマートフォンとすれ違うことで位置情報履歴が記録され、タグの移動経路を追うことができるが、感知距離が20mほどであることなどから、市内全域をカバーするためには多くの感知器の設置が必要となる。また、市内においては感知器の設置が不可能な田畑や山林地帯が多く、このエリアに入ってしまうと足取りを追うことができない。しかし、利用者家族へのアンケートにおいては、「タグがあることで万が一の際に備えることができ、安心できる。」など、器機に対する肯定的な意見も多くみられた。そのため、感知器を必要とする「みまもりタグ」の採用は見送るが、所持者の現在位置情報をインターネット等で確認することができるGPS器機(ココセコム)を導入することとした。
		生活支援体制整備事業	①交流会の開催回数やサロンへの訪問回数 相談受付数 ②研修会の開催回数 対象者およびアンケートによる協議体参加希望者の数 ③協議体開催回数	★事業概要 SCを配置し、地域における生活支援・介護サービスの提供体制の整備を行う。 ・地域コミュニティサロンの立ち上げ及び運営支援 ・人材育成研修会の実施 ・協議体の設置と付随した生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)の設置 生活支援ワーキングの開催 第1層協議体 1回 地域コミュニティサロン運営者交流会開催 1回 人材育成研修会 スクステリーダー対象 1回 シルリハ対象 3回 市民他 1回 コミュニティサロンと法人の移送支援開始 地域事業所がコミュニティサロンの場所の提供を開始	・ワーキングの開催が後半になってしまったため、担当者の確認や情報共有のスピードが遅れた。今後は年度当初に開催することとした。 運営者交流会により、別のサロン同士が単独で交流し合える機会となった。意見交換する事で自らの地域に生かせる情報を得ることができた。後期には第2層協議体設立予定だったが、大幅に遅れてしまった。しかし、一般市民対象の人材育成研修を通して自ら手を挙げて協議体に参加してくれる市民が予想以上にいた事(約90名)は研修の成果であり、次年度以降の事業展開に期待できる結果となった。 ・多自治体と比べ協議体(話し合いの場)の設置が遅れているが、今後自ら手を挙げた方を集め、定期的に勉強会を開催し協議体を設置していく。 コーディネーターが1人しかいないため、第2層第3層の協議体設置にあたりSCを増やし、役割を明確にする。定期的にサロン活動に携わり、地域とかがわりを持つ。交流会の課題とし住民主体だが負担がかかりすぎない方法を協議する。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
4	質の高い介護サービスの基盤整備	地域密着型サービスの提供	認知症対応型通所介護 3事業所 小規模多機能型居宅介護 3事業所 認知症対応型共同生活介護 9事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1事業所 看護小規模多機能型居宅介護 2事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な場所でのサービスを提供するため、日常生活圏域単位で適正なサービス基盤のきめ細やかな整備を実施する。 【事業所の整備】 看護小規模多機能型居宅介護 1事業所 平成30年度公募により事業者を選定し、現在整備中。令和2年4月から事業開始予定。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所 平成30年度公募、再公募を行ったが申請者が無く選定に至らなかった。	・看護小規模多機能型居宅介護については、令和2年度に事業開始予定で計画どおりの利用見込数に対しサービス提供が可能となる。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、平成30年度の申請は無かったが、今年度の公募で申請が見込まれるため、期末となる令和2年度中の整備によってサービス提供体制を確保する予定である。
		施設サービスの提供	介護老人福祉施設 6ヶ所 介護老人保健施設 4ヶ所 介護療養型医療施設 1ヶ所 介護医療院 0	施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練のサービスを提供する 【施設の整備】 介護老人福祉施設 1施設 平成30年度公募により事業者を選定し、令和3年度事業開始予定。 介護老人保健施設 1施設 茨城県整備計画により水戸圏域全体で不足が見込まれる200床のうち100床を笠間市に整備中。	・介護老人福祉施設については、令和2年度に整備し、令和3年度に事業開始予定であり、第7期中での入所待機者の解消には至らないが、第8期の1年目には解消を図ることができる。 ・介護老人保健施設については、令和2年度事業開始予定で茨城県が見込んだ利用見込数に対するサービス提供が可能となる。
		介護給付等費用適正化推進事業★	(2018年度) ①給付費通知発送件数 年間延べ 12,200件 ②ケアプラン点検件数 22件 ③認定調査状況チェック件数 18件 ④住宅改修等の点検 6件 ⑤縦覧点検・医療情報との戸都合回数 12件 (2019年度) ①給付費通知発送件数 年間延べ 12,600件 ②～⑤は2018年に同じ (2020年度) ②給付費通知発送件数 年間延べ 13,200件 ②～⑤は2018年に同じ	介護(予防)給付について真に必要な過不足のない介護サービスが提供されているかを検証するとともに、介護費用の効率化、事業者への指導育成を図る。 ①介護給付費通知 通知発送数:11,990件 ②ケアプラン点検 点検件数:20件 改善を求めた件数:13件 改善報告件数:13件 ③認定調査状況チェック 審査判定件数:3,146件 チェック件数:3,146件 ④住宅改修等の点検 訪問調査が必要と判断した件数:1件 訪問調査件数:1件 ⑤医療情報との突合・縦覧点検 疑義のある請求の確認件数:13件 点検による過誤調整件数:5件	①受給者全員への通知により、架空請求や過剰請求の発見を促すとともに、サービス内容の再認識による適正利用の意識付けを行った。 ②年間計画に沿った点検を実施し、ケアプラン作成行程の標準化を行うことでケアマネジャーの質の向上を図ることができた。今後はアセスメントとかい離したプラン内容の改善を求めていくことが必要である。 ③調査を実施した全件をチェックし、適宜修正を行った。今後は、調査の正確性の担保と平準化のために認定調査結果を点検する必要がある。 ④住宅改修や福祉用具購入時の調査点検については、リハビリ専門職等が関与する仕組みづくりが必要と考える。 ⑤一部を国保連合会に委託し、委託以外の部分は市が点検を実施し、必要に応じ過誤調整を行った。点検は適正給付に効果があるため今後も継続する。

サービス見込量の進捗

計画値：平成30年度、実績値：平成31年3月末

1. 認定率の比較

認定者数（実績値はH31.3月末）

第1号被保険者数
（実績値はH31.3月末）

					（人）		（人）	
					計画値	実績値	計画値	実績値
					（％）			
		計画値	実績値	差異	差異について考えられる要因			
要介護認定率		16.5%	15.6%	1.0%	3,853	3,645	23,294	23,401
年齢階級	前期高齢者					160	11,902	11,906
	後期高齢者					3,485	11,392	11,495

2. 受給率の比較

各受給者数（実績値は各受給者数の平成30年度累計）

					（人）	
					計画値	実績値
					（％）	
サービス名		計画値	実績値	差異	差異について考えられる要因	
居宅サービス	訪問介護	1.7%	1.8%	0.0%	4,824	4,938
	訪問入浴介護	0.1%	0.1%	0.0%	408	405
	訪問看護	1.0%	1.1%	-0.1%	2,688	2,967
	訪問リハビリテーション	0.6%	0.6%	0.0%	1,740	1,824
	居宅療養管理指導	0.6%	0.7%	-0.1%	1,728	2,011
	通所介護	3.3%	3.2%	0.1%	9,336	9,042
	通所リハビリテーション	1.6%	1.4%	0.2%	4,416	3,851
	短期入所生活介護	1.0%	0.9%	0.1%	2,808	2,513
	短期入所療養介護（老健）	0.1%	0.1%	0.0%	276	297
	短期入所療養介護（病院）	0.0%	0.0%	0.0%	24	1
	福祉用具貸与	4.9%	4.8%	0.1%	13,728	13,579
	特定施設入居者生活介護	0.2%	0.2%	0.0%	636	669
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型	0.0%	0.0%	0.0%	0	0
	夜間対応型訪問介護	0.0%	0.0%	0.0%	0	0
	認知症対応型通所介護	0.1%	0.1%	0.0%	384	360
	小規模多機能居宅介護	0.3%	0.3%	0.0%	720	763
	認知症対応型共同生活介護	0.6%	0.7%	0.0%	1,776	1,843
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0%	0.0%	0.0%	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	0.1%	0.1%	0.0%	252	226
	看護小規模多機能型居宅介護	0.1%	0.1%	0.0%	348	247
施設サービス	地域密着型通所介護	0.8%	1.0%	-0.1%	2,364	2,757
	介護老人福祉施設	1.6%	1.6%	0.0%	4,428	4,583
	介護老人保健施設	1.6%	1.6%	0.0%	4,452	4,483
	介護医療院	0.0%	0.0%	0.0%	0	0
介護予防支援・居宅介護支援	介護療養型医療施設	0.1%	0.0%	0.0%	168	95
	介護予防支援・居宅介護支援	9.1%	7.9%	1.2%	25,356	22,104

3. 受給者1人あたり給付費の比較

各給付費（実績値は平成30年度各給付費の累計）

(円)					(円)		
サービス名		計画値	実績値	差異	差異について考えられる要因	計画値	実績値
居宅サービス	訪問介護	50,413	46,162	4,251		243,191,000	227,948,329
	訪問入浴介護	68,235	56,998	11,237	事業所に聞き取りを行った結果、平成30年度については、利用者の体調によりキャンセルや清しき・部分浴の実施が多かったことが要因と考えられる。	27,840,000	23,084,323
	訪問看護	45,513	40,966	4,547		122,339,000	121,544,980
	訪問リハビリテーション	35,160	28,235	6,925		61,179,000	51,500,360
	居宅療養管理指導	8,466	7,194	1,272		14,629,000	14,467,203
	通所介護	84,155	75,908	8,247		785,672,000	686,360,329
	通所リハビリテーション	58,543	58,075	468		258,525,000	223,647,060
	短期入所生活介護	98,798	98,695	103		277,424,000	248,020,354
	短期入所療養介護（老健）	124,486	87,488	36,998	短期入所は、入所施設の空床を利用してサービス提供を行うこととされており、入所がほぼ満床だったことにより利用実日数が伸びなかったことが要因と考えられる。	34,358,000	25,983,812
	短期入所療養介護（病院）	47,833	14,053	33,780	利用者が1人であり、月間利用日数が2日間だった。このため、1人あたりの給付費が下回った。	1,148,000	14,053
	福祉用具貸与	11,579	11,222	358		158,961,000	152,377,148
	特定施設入居者生活介護	183,107	175,742	7,365		116,456,000	117,571,521
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型	-	-	-		0
夜間対応型訪問介護		-	-	-		0	0
認知症対応型通所介護		107,320	86,504	20,816	月の平均利用者は約30人であるが、その内3人が2つの事業所を並行して利用しており、実利用人数は27人であった。しかし、利用延べ人数を利用者数として捉えることから、実績値は実利用者よりも3人多く計上することとなるため、計算上では1人当たりの給付費が下回ったように見えるものと推測する。	41,211,000	31,141,476
小規模多機能居宅介護		175,343	173,819	1,524		126,247,000	132,624,232
認知症対応型共同生活介護		250,010	241,171	8,838		444,017,000	444,478,403
地域密着型特定施設入居者生活介護		-	-	-		0	0
地域密着型介護老人福祉施設		254,516	259,092	-4,576		64,138,000	58,554,766
看護小規模多機能型居宅介護		250,026	224,177	25,849	H29.5月に市内に1事業所が開設したが、開設後しばらくの間は登録者が定員を大きく下回ったことや、入院や死亡による利用終了者が多かったことにより実績値が計画値を下回った。現在は登録者が定員に達しており、今後は計画どおりに推移するものと思われる。事業所への聞き取り及び給付費実績により確認。	87,009,000	55,371,701
地域密着型通所介護	93,829	85,690	8,139		221,812,000	236,247,610	
施設サービス	介護老人福祉施設	243,026	239,164	3,862		1,076,119,000	1,096,088,702
	介護老人保健施設	264,954	260,966	3,989		1,179,576,000	1,169,908,924
	介護医療院	-	-	-		0	0
	介護療養型医療施設	294,119	269,003	25,116	報酬単価が高い療養型介護療養施設（病院）に入所している利用者が、6人から1人に減少したのに対し、報酬単価が低い診療所型介護療養施設（診療所）に入所している利用者は、年間を通して5人で横ばいであったため、一人あたりの給付費が計画値を下回った。	49,412,000	25,555,321
	介護予防支援・居宅介護支援	11,943	12,533	-590		302,835,000	277,032,182

4. サービス提供体制に関する現状と課題（計画値と実績値を比較したうえでの考察）

全体的に、利用者数、給付費が計画値を下回っている。充足しているサービスが計画値を下回っていることから、サービスの不足では無く、利用希望者が少なかったことによるものと考えられる。要因は、一般介護予防事業の効果により、認定者が計画値を下回ったことによるものと推測する。

介護保険事業計画における介護サービス事業所整備の進捗状況について

1 第7期計画期間における整備目標

- ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)〔定員 50名〕 1事業所
- ②地域密着サービス事業所整備
 - (ア)看護小規模多機能型居宅介護 〔定員 29名〕 1事業所
 - (イ)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

2 応募事業者と選考結果について

①介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)

○応募事業者数と選考結果(応募事業者数 1件)

- ・選定事業者名 医療法人財団 古宿会 水戸市六反田町 1136-1
- ・事業所名称 特別養護老人ホームみどりの郷福原(仮称)
- ・開設予定地 笠間市福原 50-1 ほか(笠間中央クリニック脇)
- ・入所定員 50名
- ・併設するサービス 短期入所生活介護(ショートステイ) 定員10名
通所介護(デイサービス) 定員20名
- ・開所予定時期 令和4年3月



②地域密着サービス事業所 (ア) 看護小規模多機能型居宅介護

○応募事業者数と選考結果 (応募事業者数 1件)

- ・ 選定事業者名 セントケア茨城株式会社 取手市新町3-2-8
- ・ 開設予定地 笠間市南友部 1955-1 (笠間市児童館向い付近)
- ・ 利用定員 29名
- ・ 開所予定時期 令和2年4月



②地域密着サービス事業所 (イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○応募事業者と選考結果 (応募なし)

- ・ 令和元年度に再公募を実施

3 その他の施設整備

①第7期いばらき高齢者プラン21における広域的な介護老人保健施設の整備

茨城県では、広域的な調整の観点からサービス利用見込み者数に、他県・他圏域からの流入・流出者数や隣接する圏域の状況等を総合的に勘案し、増加が見込まれる利用者を算定し県全体の整備枠を設けており、その範囲内で各圏域に配分している。

平成30年度介護老人保健施設整備枠	水戸圏域 200 床	県全体 760 床
-------------------	------------	-----------

※水戸圏域：水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町

○茨城県選定事業者（介護老人保健施設）

- ・ 選定事業者名 医療法人社団 誠芳会 笠間市石井2047
- ・ 事業所名称 介護老人保健施設 オリーブ友部館
- ・ 開設予定地 笠間市旭町字旭台32ほか
- ・ 入所定員 100名
- ・ 併設するサービス 通所リハビリテーション（デイケア） 定員20名
- ・ 開所予定時期 令和2年4月



②住宅型有料老人ホームの整備

- ・事業者名 株式会社いっしん 茨城県かすみがうら市稲吉 2-18-15
- ・事業所名称 住宅型有料老人ホーム ハートリビング笠間
- ・開設予定地 笠間市鯉淵 6266-27
- ・定員 50名（居室50室）
- ・併設するサービス 通所介護 定員25名、訪問介護
- ・開所予定時期 令和元年11月



- ・事業者名 株式会社 N&A 笠間市旭町591
- ・事業所名称 住宅型有料老人ホーム ワールドステイかさま
- ・開設予定地 笠間市中央1丁目 1563-2
- ・定員 25名（居室25室）
- ・開所予定時期 令和2年2月



第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における方向性

1. 高齢化の現状と将来像

日本の総人口は、平成 30(2018)年 10 月 1 日現在、1 億 2,644 万人となりました。65 歳以上の高齢者人口は 3,558 万人となり、高齢化率も 28.1%となっております。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「将来推計人口」によると、日本の総人口は長期の人口減少過程に入っており、令和 11(2029)年には 1 億 2,000 万人を下回り、令和 35(2053)年には 1 億人を割って 9,924 万人になると推計されています。また、65 歳以上の人口は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7(2025)年には 3,677 万人に達するとされ、その後も増加し続けることが予想されており、総人口が減少する中、高齢者が増加することで高齢化率は上昇を続ける見込みとなっております。

一方、笠間市の総人口は、平成 30(2018)年 10 月 1 日現在、76,435 人となりました。65 歳以上の人口は 23,251 人となり、高齢化率は 31.2%となっております。この高齢化率は、全国平均(28.1%)や県平均(28.9%)に比べ高い割合となっております(県内 21/44)、令和 7(2025)年には、総人口が 72,423 人、65 歳以上の人口は 24,516 人、高齢化率は 33.9%になると推計されています。

このように少子高齢化が進行する中、核家族化などが相まって、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯も増加しており、高齢者を取り巻く環境にさまざまな問題が生じてくることが予想されています。

2. 地域包括ケアシステム構築の重要性

人口減少・高齢化が進行している状況の中、団塊の世代(昭和 22 年～24 年生まれ)がすべて後期高齢者となる 2025 年以降は、高齢者の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

そのため、厚生労働省においては、2025 年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、それぞれの地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるとされています。今後、増加が見込まれている認知症高齢者やその家族を、地域で支える体制づくりを進めるうえでも、その取り組みが重要となっております。

3. 笠間市における地域包括ケアシステム推進の取組み状況

笠間市においても 2025 年を見据え、3 年間で 1 期とする介護保険事業計画の策定と施策・事業等の実施を通じて、サービスを必要とする高齢者に必要なサービスを提供することを目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

地域包括ケア会議の定期的な開催により、地域の関係機関や多職種との連携体制を強化し、そのネットワークを基盤とした ICT（情報通信技術）の活用などにより、効率的で質の高いサービスの提供につなげています。また、生活支援体制整備事業では、住民同士が支え合う仕組みづくりや高齢者の社会参加を推進するため、その調整役として、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の新たな人材育成や資源の発掘、関係団体等との連携体制の整備に取り組んでいます。

第 8 期計画の策定においては、第 5 期計画からスタートした地域包括ケアシステムを構築するために必要となる取組みと、その実現のための方向性を継承しつつ、2025 年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

4. 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症対策も重要なテーマの 1 つとなっています。こうした中、国は認知症対策を強化するため、認知症に関する施策の指針となる「認知症施策推進大綱」を策定しました。この大綱は、これまでの新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）のアップグレード版であり、認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を車の両輪と位置付け施策を推進していくものです。笠間市においても、本大綱の基本的な考え方を踏まえ、既存の制度に新しい仕組みを加えるなど見直しを図りながら、取組の強化を図っていきます。

また、認知症高齢者をはじめ、身寄りがいない高齢者や虐待を受けている高齢者など権利擁護を必要とする高齢者が増加しており、潜在的な支援対象者も含め成年後見制度への需要は増加すると見込まれます。障害などにより判断能力が不十分な高齢者や家族の支援が得られない高齢者の財産や権利を保護し支援していくために、その体制を整備し、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

5. 質の高い介護サービスの基盤整備

笠間市における要支援・要介護認定者数は、高齢化の進行とともに増加し、2025 年には、4,560 人になり、認定率は 18.2%になると予想されます。こうした状況を踏まえ、持続可能な介護保険制度の運用を見据えつつ、地域のニーズにあった在宅ケアのための多様な居宅サービスの充実を図るとともに、自立した生活の継続を目指す取組みが重要となっています。

一方、在宅での介護が困難になった方に対する受け皿を作ることも重要と考えます。

第8期計画の策定にあたっては、前期に引き続き、介護保険サービスを利用する方及びその家族等が安心してサービスを選択できるようにサービス提供体制の充実を図る必要があることから、地域密着型及び入所施設サービスの提供において、サービスの見込み量及びニーズに応じた整備計画を検討していきます。

また、介護保険制度の健全な運営の上で、サービスの質的向上及び適正な給付が重要であることから、県の介護給付適正化計画との整合を保ちつつ、更なる介護給付適正化の取組みの強化を図っていきます。

6. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の一体的策定

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定より定めることとされている計画です。

両計画は、高齢者に対する福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくことから一体的に策定することとしており、一体的に策定することで、高齢者福祉の向上に必要な施策、サービス量、事業費、財源などを明らかにし、それらを効果的・計画的に遂行していくことを目的としています。

第8期計画（令和3～5年度）の策定にあたっては、今後の制度改正の状況や国が示す基本指針などを踏まえながら、以下の方向性をもって検討を進めていきます。

（1）中長期的な視点

第8期計画は、2025年を見据えたこれまでの計画の延長線上にあり、2025年までの中長期的なサービス、給付、保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることを明示するものであること。

（2）成年後見制度利用促進基本計画の策定

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」並びに「国の基本計画」に鑑み、市の基本計画を策定することとし、策定にあたっては、これまで高齢者福祉計画において成年後見制度利用支援事業及び権利擁護事業を実施してきたことを踏まえ、関連計画として本計画と一体的に策定するものであること。

（3）計画の進行管理と点検評価

第7期計画の進行管理、点検・評価など、PDCA（Plan・Do・Check・Action）を進めながら、第8期計画の内容に反映すること。

笠間市の福祉概況

(平成31年4月1日現在)

1	世帯数		28,970 世帯	
2	人口		74,673 人	
3	民生委員定数		151 人	
4	生活保護	世帯数	642 世帯	
		人員	785 人	
		保護率	10.5 ‰	
5	児童福祉	教育・保育施設数	17 カ所	
		1号認定児童数	862 人	
		2号・3号認定児童数	1,334 人	
		家庭児童相談員数	2 人	
		母子父子自立支援員	1 人	
6	身体障害者福祉	身体障害者手帳交付者数	2,579 人	
		身体障害者相談員数	1 人	
7	知的障害者福祉	療育手帳交付者数	703 人	
		知的障害者相談員数	1 人	
8	精神障害者	精神保健福祉手帳交付者数	574 人	
		自立支援医療(精神通院)受給者数	1,194 人	
9	障害福祉	施設入所者数	131 人	
10	高齢者福祉	高齢者人口	65歳以上	23,431 人
			75歳以上	11,509 人
		高齢者クラブ	クラブ数	101 クラブ
			会員数	4,434 人
		ひとり暮らし高齢者		2,454 人
		養護老人ホーム入所者		20 人
11	母子父子福祉	ひとり親世帯	684 世帯	

計画策定のための諸調査について

1. 要旨

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。このことから、当市における令和3年度から令和5年度までを計画期間とする高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者等の生活状況や介護の実態及び課題、意見や要望を把握することを目的として各種調査を実施する。

2. 内容

(1) 調査概要

調査名	主な内容・目的	対象・調査数	実施方法
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	○介護予防・日常生活圏ニーズ調査(国標準例準拠オプション含む) ○市独自調査 ・生活状況や介護予防、健康増進に対する意識、利用意向などを中心に、高齢者一般の現状及びニーズを把握する。 ・成年後見制度に関する認知度、利用意向、及び潜在ニーズを把握する。	65歳以上の高齢者 ※要支援認定者、総合事業対象者含む 1,000人 (母数約23,400人)	無作為抽出・郵送
②要介護認定者調査	○市独自調査 ・介護保険サービスに関する利用意向、利用状況、満足度を把握する。 ・成年後見制度に関する認知度、利用意向、及び潜在ニーズを把握する。	要介護認定者 1,000人 (母数約2,800人)	無作為抽出・郵送
③在宅介護実態調査	○在宅介護実態調査(国標準例準拠オプション含む) ・高齢者の適切な在宅生活の継続と介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。	要介護認定更新者 ※在宅者のみ 600人	調査員による聞き取り調査
④在宅生活改善調査	○在宅生活改善調査(国標準例準拠) ・現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討する。	市内居宅介護支援事業所、小規模多機能居宅介護・看護小規模多機能居宅介護事業所及び所属ケアマネジャー 24(事業所) 74(ケアマネ)	全数調査・郵送

⑤ 居所変更実態調査	○居所変更実態調査（国標準例準拠） ・過去1年間の新規入所・退去の流れや退去理由等を把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討する。	市内施設・居住系サービス事業所 ※サ高住・ケアハウス等含む 36（事業所）	全数調査・郵送
⑥ 介護人材実態調査	○介護人材実態調査（国標準例準拠） ・介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別等の詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討する。	市内全介護サービス事業所及び訪問系所属介護職員 ※サ高住・ケアハウス等含む 96（事業所） 208（介護職員）	全数調査・郵送
⑦ 法人調査	○市独自調査 ・市内に介護保険事業所を有する事業者を対象に、今後の介護保険サービスの提供に係る意向等を調査する。	市内に介護保険事業所を有する法人 34（法人）	全数調査・郵送
⑧ 事業所調査	○市独自調査 ・市内の介護保険事業所に利用者の状況やニーズを調査する。	市内介護サービス事業所 114（事業所）	全数調査・郵送

（2）調査票…別紙参照

（3）実施時期

上記①～②、④～⑧…令和元年11月（予定）

上記③…平成30年10月16日～令和元年12月末まで

（4）集計・分析

集計・分析…調査終了後～令和2年3月

結果報告…第2回策定委員会を予定

第8期に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の基本的な考え方は第7期から変更ない。実施の手引きを改定する予定。
- 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会において調査項目の追加等があり得ることから、調査の開始時期及び実施の手引きについて秋頃を目途に別途お示しする(それまでの間であっても、参考情報は随時お伝える。)

名称		(第7期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(第8期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
目的 (調査票の作成段階での想定)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、<u>地域診断に活用し</u>、地域の抱える課題を特定すること ・ <u>新しい介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用すること</u> ・ <u>介護保険事業計画における新総合事業部分の策定に活用すること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、<u>地域診断に活用し</u>、地域の抱える課題を特定すること ・ <u>介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること</u>
調査対象		要介護1～5以外の高齢者(要支援者・総合事業対象者・その他一般高齢者)	
調査項目数		必須項目33問(見える化への登録、地域診断の活用を想定) オプション項目30問	
設問の内容	「リスクの発生状況」の把握	基本チェックリストで設定したもの「虚弱」高齢者を把握する項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動器の機能低下 ・ 低栄養の傾向 ・ 口腔機能の低下 ・ 閉じこもり傾向 ・ 認知機能の低下 <small>※うつ予防・支援項目は主観的幸福感とうつ病スクリーニングの二質問法の設問を採用</small>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">必須4項目 重複あり</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;">必須13項目 オプション7項目</div>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ IADL/転倒リスク 	IADL：必須5項目 オプション0項目 転倒リスク：必須1項目 オプション0項目
	「社会資源」等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア等への参加頻度 ・ たすけあいの状況 ・ 地域づくりの場への参加意向(担い手として/参加者として) ・ 主観的幸福感 等 	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;">必須18項目 オプション25項目</div>
標準的な実施方法		「実施の手引き」の提示	「実施の手引き」の提示等
見える化システムへの登録		あり(標準的な実施方法により得られた必須項目への回答)	あり(標準的な実施方法により得られた必須項目、オプション項目への回答)

第8期に向けた在宅介護実態調査の実施

- 在宅介護実態調査の基本的な考え方は7期から変更ない。
- 調査実施のための手引き、活用のための手引き等を踏まえて実施してください。

<在宅介護実態調査の概要>

事項	内容
目的	第7から期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする
対象者	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方
調査手法	認定調査員による聞き取り調査、郵送調査(接続方式・非接続方式)からメリット・デメリットを踏まえ選択
調査項目	必須＋オプション A票:ご本人むけ 問1～14 B票:主な介護者むけ 問1～5 ※自治体が調査項目を減らす場合であっても必要不可欠な5項目を抽出(注)。
支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護実態調査 実施のための手引き ・在宅介護実態調査 活用のための手引き ・在宅介護実態調査の自動集計ツール_認定ソフト2018対応版 ・全国の在宅介護実態調査の集計・分析結果(平成29年9月) https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_384533.html https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_190410/

(注)第8期介護保険事業(支援)計画作成に向けた調査について(平成30年7月30日介護保険計画課事務連絡)1(3)で、調査項目が多く、認定調査員の負担が大きいと感じた自治体が見られたところですが、認定調査員の負担を軽減するため、仮に自治体において調査項目を減らす場合であっても、次の5項目は、介護する家族の負担感を把握するために必要不可欠であるため、調査項目として設定することが望ましいとしている。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| A票 問1 世帯類型 | B票 問1 介護者の勤務形態 |
| A票 問2 介護者の介護の頻度 | B票 問4 介護者の就労継続の見込み |
| A票 問10 施設等検討の状況 | |

介護サービス見込み量等の将来推計について 「地域包括ケア「見える化」システムの概要」

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有（「見える化」）するためのシステムが構築された

地域包括ケア「見える化」システムの目的

- 都道府県・市町村における**介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム**である。
- 地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- また、都道府県・市町村内の関係者全員が**一元化された情報を共有**することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。
- **住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有**でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなる。

都道府県

介護保険事業支援計画担当

医療施策担当

住宅施策担当

介護予防・生活支援施策担当

保健所

市町村

介護保険事業計画担当

在宅医療介護連携施策担当

住宅施策担当

介護予防・生活支援施策担当

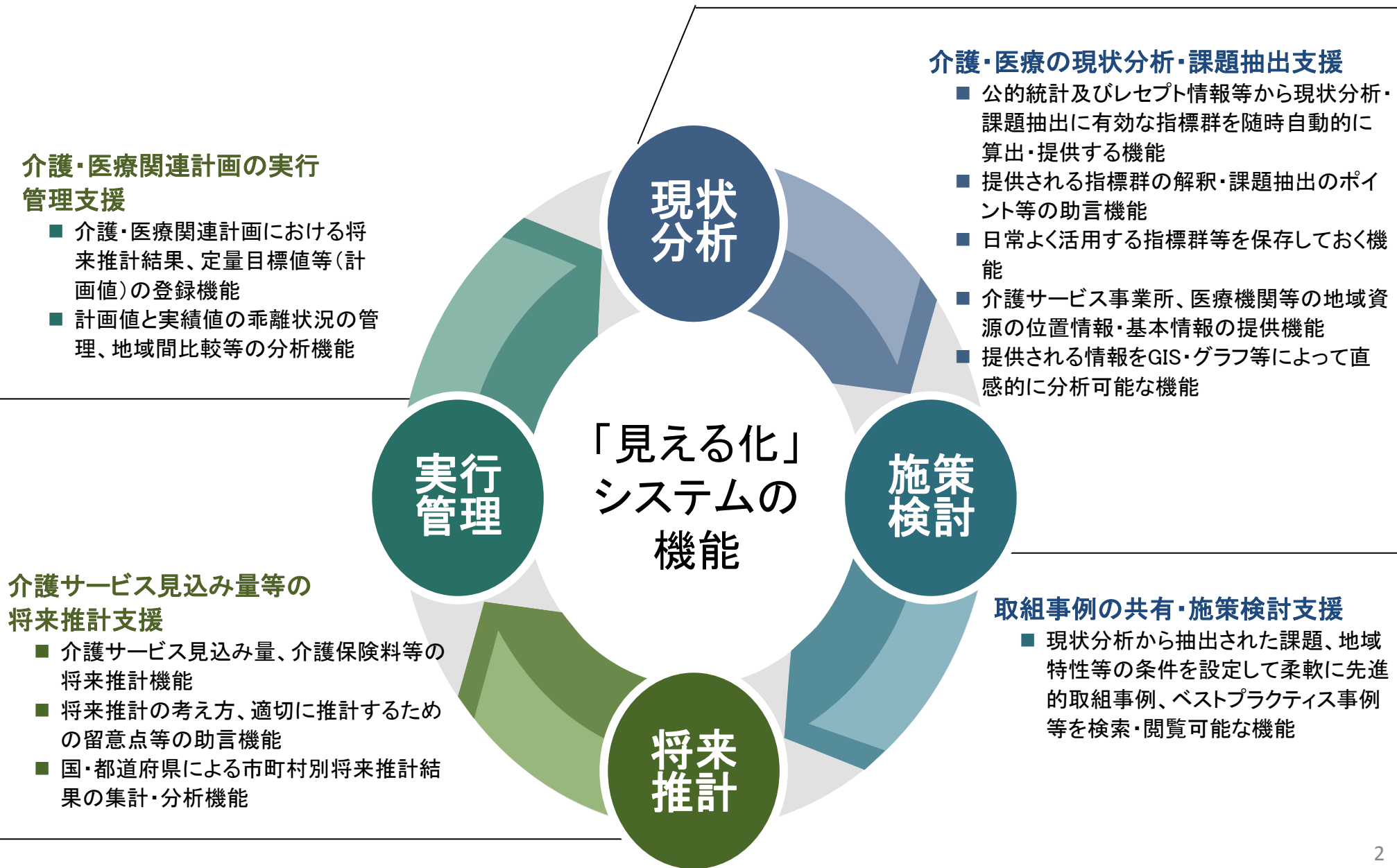
地域包括支援センター

連携促進

地域包括ケアシステムを構築するには、地域の関係者がレイヤーに関係なく、地域の実情へ共通理解を持つことが重要である。

国民

地域包括ケア「見える化」システムの機能

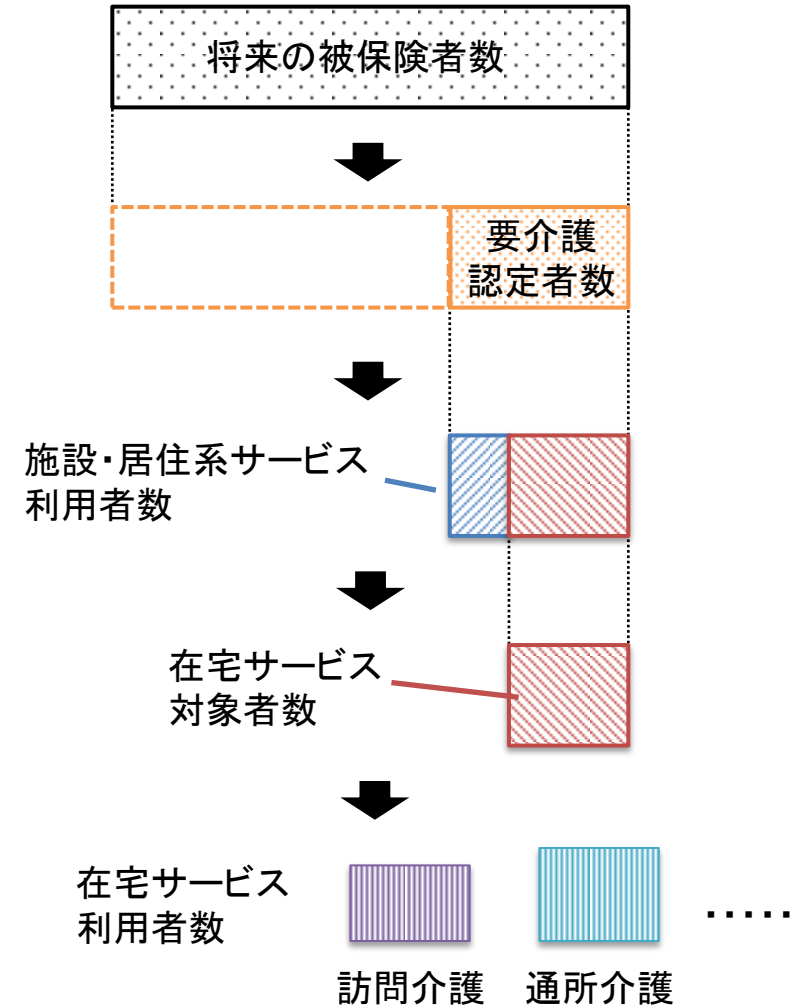


将来推計における保険者・都道府県の役割

No	業務	保険者の役割	都道府県の役割
1	第7期計画値と実績値の比較・分析	主要項目について、実行管理機能を用いて、直近3年間の計画値と実績値の乖離等を点検・評価し、第8期計画に必要な施策を検討する。	現状分析機能を用いて、都道府県全体の課題および管内保険者の状況について把握する。
2	計画の基本方針作成	地域の抱える課題や状況を把握することで、次期計画以降に取り組む施策の基本方針を決定する。	介護保険施設等の介護基盤整備方針について、地域の実情を踏まえて保険者と一緒に検討する。 医療・介護の連携や介護人材の確保等に基づき、施策の実現性について保険者と一緒に検討する。
3	自然体推計と施策による効果を反映した推計の実施	システム内の給付費の伸び率等のデータから自動的に算出される自然体推計と各種調査等を踏まえた施策反映を見込んだ推計を行う。 将来推計結果は、エラーチェック等を経て、都道府県へ提出する。	主要な項目(認定率、給付費等)について、保険者の推計値を確認する。 保険者の将来推計結果に対して、疑問点についてコメントし、相談や施策内容の確認等のやり取りを行う。

将来推計の流れ

将来推計の考え方



将来推計機能を活用して
市町村が実施する部分

自然体推計

- 現在の推移から算出した認定率や利用率の変化動向をもとに、その傾向が今後とも続くという前提で認定率、利用率を算出した推計

実績等の設定により自動算定

施策反映

- 制度改正への対応や保険者における施策等を認定率や認定者数、利用率や利用者数に反映した推計

保険料額の算定

- 保険料算定に必要な係数等を入力することにより、施策反映後のサービス見込量等から保険料額を推計

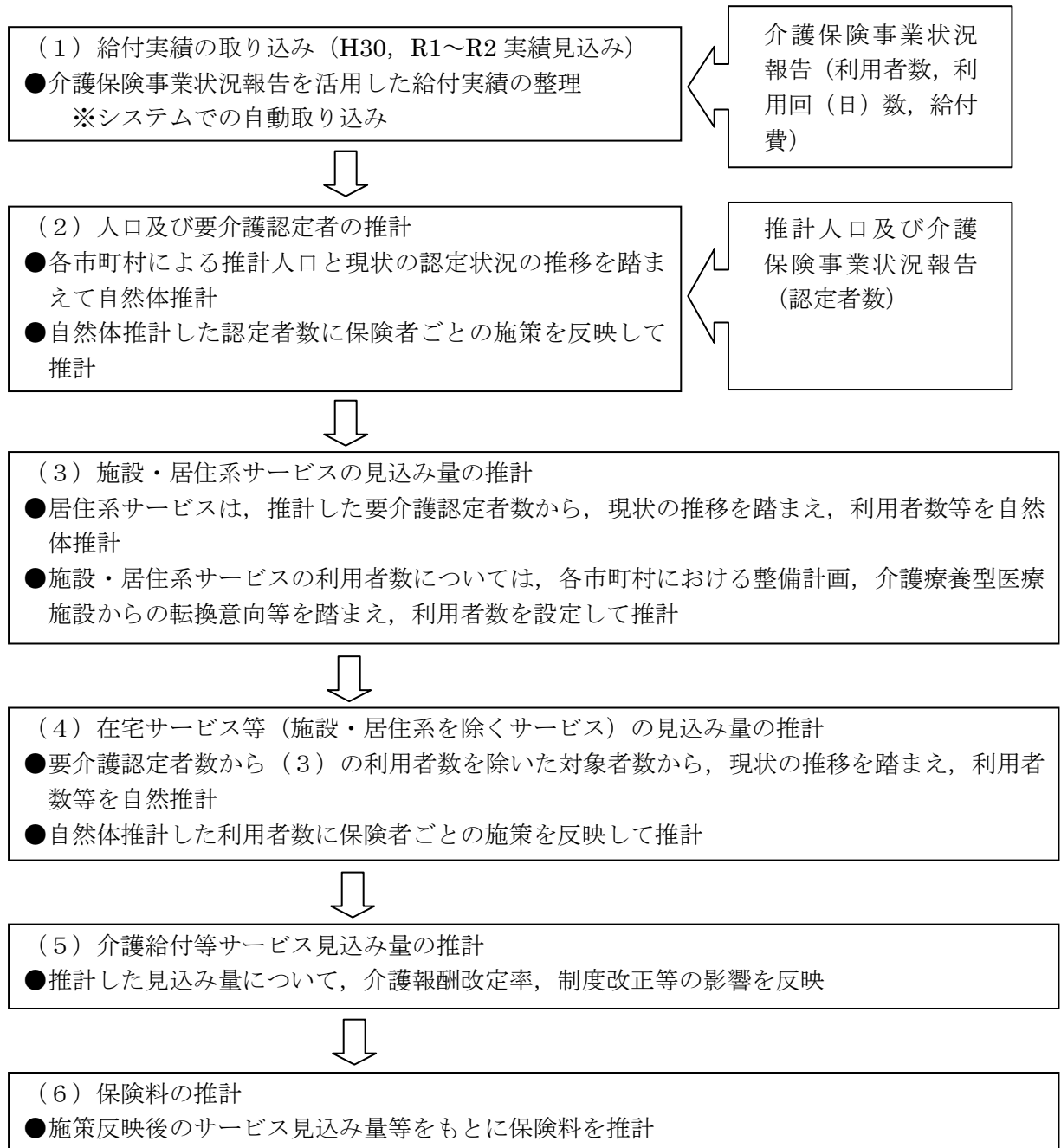
推計結果の確認

- 推計結果の確認。さらに必要に応じて再検討

第8期計画期間の介護サービス量の推計について

介護サービス見込み量の推計は、『見える化システム』で提供される『介護サービス見込量等の推計機能』を用いる。

この推計機能の作業概要は以下のとおり。



第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定スケジュール

資料5

年月	策定委員会	高齢福祉課	関係課（作業部会）	コンサル	政調・庁議・議会	パブリック コメント	国・県
R1. 5月				設計書・指名推薦書提出 選考委員会 選考委員会			
6月				指名競争入札 契約			
7月		課内打合せ 調査票作成		料金受取人払承認請求 （郵便局）			
8月		↓ 調査票（案）決定		調査票作成			調査に関する説明会 （8月23日開催）
9月		委員会開催通知発送 委員会傍聴週報原稿 （8/28〜9/5掲載） 策定委員会打合せ 発送者リストデータ取得 発送者リスト作成		発送準備			
10月3日	第1回策定委員会 ・7期進捗状況について ・8期各種調査について			策定委員会出席 （各種調査素案決定） 議事録作成・納品	全協 ・策定の報告		
11月				各種調査実施（予定）			
12月				各種調査調査結果分析 ↓			
R2. 3月				調査報告書納品			
5月			ワーキング会議 ・各課の取組みについて	ワーキング会議出席 議事録作成・納品 将来推計（仮）			
6月			各課ヒアリング ・該当課の取組状況	ヒアリング出席 議事録作成・納品			
7月				素案作成 ↓			基本指針の提示
8月下旬	第2回策定委員会 ・調査結果について ・素案について	地域分析作成 ↓ サービス見込み量 保険料の仮設定 ↓	ワーキング会議 ・素案について	策定委員会出席 議事録作成・納品 ワーキング会議出席 議事録作成・納品			
9月		↓ 計画書作成		計画書作成			地域分析提出 サービス見込み量・ 保険料推計報告
10月				↓ 将来推計（確）			県ヒアリング サービス見込み量・ 保険料修正協議
11月				↓			
12月下旬	第3回策定委員会 ・事業計画案について			策定委員会出席 議事録作成・納品			
R3. 1月					【計画案報告】 政策調整会議 庁議 全協		
2月	第4回策定委員会 ・最終報告	介護保険条例改正 人員・運営基準条例改正 事業者指定規則改正		策定委員会出席 議事録作成・納品		○	
3月		関係機関に計画書を配付		印刷・納品	教育福祉委員会 ・例規改正 全協 ・保険料決定		県に計画書進達
4月	第8期介護保険事業計画スタート						